

第1 (総則)

JAS 構造材実証支援事業（以下「実証支援事業」といいます。）に係る公募については、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」といいます。）JAS 構造材実証支援事業助成金交付規程に定めるほか、この要領に定めるところによるものとしします。

第2 (用語及び定義)

この規程で用いる用語及び定義は次のとおりとしします。

1 JAS 構造材

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定された日本農林規格（以下「JAS」といいます。）の「製材（JAS 1083）」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合には限りません。）、「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（JAS 0600）」、「直交集成板（JAS 3079）」、「集成材（JAS 1152）」のうち構造用集成材、「単板積層材（JAS 0701）」のうち構造用単板積層材、「合板（JAS 0233）」のうち構造用合板及び「構造用パネル（JAS 0360）」として格付が行われた木材製品及び「保存処理材」をいいます。

2 構造用製材

JAS 構造材のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合には限りません。）をいいます。

3 2×4 工法構造用製材

JAS 構造材のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいいます。

4 CLT

JAS 構造材のうち直交集成板をいいます。

5 構造用LVL

JAS 構造材のうち構造用単板積層材をいいます。

6 保存処理材

JAS 構造材のうちJASの保存処理の格付けが行われた木材製品をいいます。強度等級の格付けが行われた木材であってもJASの保存処理でない場合は対象外となります。

7 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいいます。

8 宣言事業者

全木連が「JAS 構造材活用宣言事業者の登録に係る要領」に基づき実施しているJAS 構造材活用宣言事業（以下「宣言事業」といいます。）でJAS 構造材活用宣言事業者として登録している事業者をいいます。

9 実証事業者

実証支援事業の申請により採択された事業者をいいます。

10 調達費

別添1の事業を実施するのに必要な木材のうち助成対象となる木材（以下「助成対象木材」といいます。）に係る購入価格に工場でのプレカット加工及び施工地までの運搬に要する経費を加算した金額をいいます。

第3（公募対象助成事業）

実証支援事業により採択された実証事業者には、別添1「JAS構造材活用宣言事業者が行うJAS構造材実証支援事業の内容について」に定める事業（以下「実証事業」といいます。）を実施していただきます。

第4（実証支援事業への申請の要件）

実証支援事業に申請できる者は、実証事業の対象物件の建築業者（建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者）であって、以下の全ての要件を満たす者とします。

- 1 宣言事業の宣言事業者であって、宣言事業で実証支援事業への申請年度を初年度とする3ヶ年目標を有する者であること。
 - 2 木材SCM（サプライチェーンマネジメント）支援システム「もりんく」（<https://molink.jp/>）の登録者であること。
 - 3 別添1に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
 - 4 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
 - 5 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
 - 6 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者ではないこと。
 - 7 過去3ヶ年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業において、補助金等の返還命令を受けた者でないこと。
 - 8 建築基準法第6条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」といいます。）において実証支援事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。
 - 9 実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、3件目の実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）（以下「クリーンウッド法」といいます。）に基づき別添2のクリーンウッド登録実施機関から登録を受けていること。
- 10 実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、9に加え、次のいずれかの要

件を満たすものとしします。なお、事業申請時に調整中の場合も事業申請ができることとししますが、7月26日（金）までに要件を満たすことが必要となります。

- (1) 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。
- (2) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）（以下「都市の木造化推進法」という。）に基づく建築物木材利用促進協定を国又は地方公共団体と直接締結した者（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない）。
- (3) 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者である建築主との共同申請をする者。
- (4) 実証事業において、JAS構造材の供給者が「もりんく」の登録者であり、対象となるJAS構造材について、「もりんく」の「JAS等構造材」へ製品登録していること。

第5（申請の上限）

実証事業者一者が申請する4階建て未満の物件のうち建築確認申請の用途が「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」、「下宿」のいずれかに区分される延床面積500㎡超又は3階建ての建築物については上限を1件までとしします。（なお4階建て未満の物件のうち延床面積500㎡以下かつ2階建て以下のものについては対象外となります）

第6（実証事業の対象とすることができる物件）

実証事業の対象とすることができる建築物は建築確認申請等を提出し、かつ次の要件を満たす物件としします。

- 1 建築確認申請等又は建築工事届の建築主が国でないもの。
- 2 用途においては、別表に掲げるもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」といいます。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除きます。）が含まれていないことを事業申請者又は建築主から提出された補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りではありません。
- 4 新築及び増改築する助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が10㎡を超えるものであること。
- 5 第7に定める、指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること。
- 6 実証事業の成果を林野庁又は全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したもの。
- 7 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により実証事業者が炭素貯蔵量を算出するものであること。

第7（助成対象）

助成対象木材の要件、範囲及び材積は、J A S 構造材ごとに以下に定めたものとします。なお、助成対象木材は、実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材とします。

1 助成対象木材の要件

（1） 構造用製材

機械等級区分構造用製材の部材の全部又は一部が、構造耐力上主要な部分（以下「構造部」といいます。）の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とします。

（2） 2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用L V L及びC L T

2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用L V L又はC L Tの部材の全部又は一部が構造部の柱、壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とします。

（3） 保存処理材

保存処理材の全部または一部が、構造耐力上主要な部分の土台等に使用されることを必須とします。

2 助成対象木材の範囲及び材積

助成対象木材の範囲及び材積は、J A S 構造材を構造部に使用する階（以下「助成対象階」といいます。）を範囲とし、当該の階で使用したJ A S 構造材の材積を対象とします。

第8（助成金額）

助成金額は以下の1、2及び3を比較し、最も低い金額から1,000円未満の額を切り捨てた額とします。

なお、助成金額は1件の実証事業に対して、15,000,000円を上限としますが、助成対象の建築物の延床面積が3,000㎡を超える場合は30,000,000円を上限とします。

また、これらの規定にかかわらず、採択された実証事業の助成金額の合計が予算額を上回った場合には、個々の実証事業に係る助成金を減額することがあります。

- 1 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第7の2で規定する助成対象階で使用予定の構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用L V L、保存処理材の材積の合計に60,000円/㎡を乗じた金額及び助成対象階で使用するC L Tの材積の合計に130,000円/㎡を乗じた金額に、助成対象階で使用予定の構造用合板、構造用パネルの調達費に1/2を乗じた額を加算した金額。
- 2 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第7の2で規定する助成対象階で使用了構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用L V L、保存処理材の材積の合計に60,000円/㎡を乗じた金額及び助成対象階でを使用したC L Tの材積の合

計に 130,000 円/m³を乗じた金額に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に 1/2 を乗じた額を加算した金額。

- 3 第 16 に定める様式 6 号別紙に基づく助成対象階で使用した構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL、保存処理材及び CLT の調達費に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に 1/2 を乗じた額を加算した金額。

第 9 (実証支援事業申請書類の作成等)

実証事業申請者は、JAS 構造材実証支援事業申請書(様式第 1 号)及び付属資料を申請物件が所在する都道府県に係る別添 3 の地域木材団体を經由して、全木連に提出するものとします。

第 10 (実証支援事業申請書等の提出期限・提出物等)

1 提出期限

令和 6 年 6 月 17 日(月)から令和 6 年 6 月 21 日(金) 17 時(必着。地域木材団体)までとします。

2 申請書の提出場所

実証支援事業に申請する物件が所在する都道府県に係る別添 3 の地域木材団体とします。

(注) 郵送の場合は、封筒に「JAS 構造材実証支援事業申請書在中」と記載してください。

3 申請書の作成、事業の内容等に関するお問い合わせ先 (事務局)

一般社団法人全国木材組合連合会 JAS 構造材実証支援事業事務局
TEL: 03-6550-8540 (受付時間 10:00~17:30)

4 提出いただくもの

- (1) 第 9 に規定する事業申請書及び付属資料(工事工程表、もりんくの登録者であることを示す資料を含む)
- (2) 申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類ごとに明瞭に色分け(凡例を表示すること。)され、判別することが可能な配置図、平面図(部屋の用途が記載されたもの)、立面図、軸組図及び梁伏せ図等
- (3) 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し
- (4) 建築確認申請等(本申請)の写し(受付印のあるもの)
※建築確認事前審査願や事前相談等は不可
- (5) 申請物件に使用される木材、JAS 構造材の使用予定量、予定調達費がわかる見積明細書(JAS 構造材の種類ごとに数量、金額が確認できるもの。発注済の場合は発注書でも良い。)等
- (6) 施工者として確認できる者から JAS 構造材実証支援事業に申請する権利の委

譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書（契約書等を添付）

- (7) 助成金振り込み先の銀行口座情報
- (8) 3件以上申請する場合に必要な資料

5 提出に当たっての留意事項

- (1) 提出した申請書は、返却しません。
- (2) 提出した申請書は、第11の規定による通知の日付までの間、変更又は取り消しできません。
- (3) 申請書は、提出者に無断で当該事業以外の用途に使用しません。
- (4) 申請書等の作成に当たっては、JAS構造材実証支援事業のHP（ホームページ）に掲載している説明資料を参考に、資料の不備・不足・漏れのないようにしてください。

第11（実証事業の受付及び採択について）

- 1 地域木材団体は、実証事業申請者に対してJAS構造材実証支援事業受付書（様式第2号）を通知します。
- 2 全木連は、提出された申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で実証事業の採択・不採択を決定し、実証事業申請者に対してJAS構造材実証支援事業審査結果通知書（様式第3号）を通知します。

第12（実証事業の実施及び注意点）

全木連が公募を開始した日付より前に発注した調達費は、第7の要件を満たしていても助成対象外とします。また、様式第3号の日付より前に建て方完了した物件は助成対象外となります。

第13（実証事業の申請の取り下げ）

- 1 実証事業者は、実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかにJAS構造材実証支援事業採択取り下げ申請書（様式第4号）を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- 2 実証事業者は、事業申請から第11の規定による通知の日付までの期間に建築主の変更等があった場合は、速やかに全木連に連絡し、その指示を受けなければなりません。
- 3 共同申請された実証事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式第1号により再度申請をするものとします。
- 4 全木連は、様式第4号の内容を審査した上で、JAS構造材実証支援事業採択取り下げ承認書（様式第5号）により、実証事業者に申請の承認を通知するほか、助成要件に重大な影響が生じないと判断される場合は、事業実施継続について指示します。

第14（状況の報告）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、実証事業者に対し、実証事業の進行状況に関する報告を求めることができます。

第15（実証事業の対象物件の確認）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、実証事業の対象物件における助成対象木材の使用状況及び関係書類の内容等を確認することができます。

第16（交付申請書の提出）

1 実証事業者は、事業完了（助成対象木材による建築物のJAS構造材の建て方完了をいいます。）後、JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書（様式第6号）1部と以下に掲げる資料1部を添付して、物件が所在する都道府県に係る別添3の地域木材団体に提出してください。提出時期は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和6年11月29日（金）17時（必着）のいずれか早い期日までとします。

（1） 実証事業で得られたJAS構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書

ア 構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用LVL、保存処理材の場合は、様式第6号-2（共通）及び様式第6号-2-①（機械等級区分構造用製材ほか）

イ CLTの場合は、様式第6号-2（共通）、様式第6号-2-②（CLT）-1、様式第6号-2-②（CLT）-2

（2） 交付金額の査定に必要となる資料（請求書、領収書等の内訳明細でJAS構造材の木材費、木材加工費、運搬費等の詳細が記載されたもの、図面等）

（3） 工事記録写真（JAS材であることがわかるもの。JAS材であることが写真から判別できない場合には、「JAS製品であることの証明書」に代えることができる）

（4） 全木連が公募を開始した日付以降に材料発注があったことを証明する資料（発注書（明細書等を含む。）、材料指示書等）

（5） 建築確認済証及び第9に定める付属資料において提出した建築確認申請書等又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請書等のコピー

（6） クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面（事業申請者がクリーンウッド法の登録木材関連事業者等でない場合は、部材供給業者が合法伐採木材の取扱者であることを証明する資料を添付）

（7） 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を示す書面（林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用して作成した計算結果）

2 実証事業者は、第1項の様式第6号を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第17（助成金の額の確定等）

1 全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、JAS構造材実証支援事業助成金交付決定通知書（様式第7号）を実証事業者に通知するものとします。

- 2 審査の結果、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、その旨を記載した J A S 構造材実証支援事業不採択通知書（様式第 8 号）を実証事業者へ通知するものとします。

第 1 8（助成金の支払い）

実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、J A S 構造材実証支援事業助成金交付請求書（様式第 9 号）を全木連に提出しなければなりません。

第 1 9（交付決定の取り消し等）

- 1 全木連は、実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - (1) 第 1 6 に定める様式第 6 号を提出しなかった場合。
 - (2) 第 9 に定める様式第 1 号の内容が第 1 6 に定める様式第 6 号と著しく異なる場合。
 - (3) 実証事業者が J A S 構造材活用宣言の登録において、その内容に虚偽の記載を行ったことが判明した場合、宣言の登録が抹消された場合（共同申請を行っている宣言事業者の登録が抹消された場合を含みます。）
 - (4) 実証事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合。
 - (5) 実証事業の採択の決定後に生じた事情の変更等により、実証事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合。
 - (6) 実証事業の採択の決定後に、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合しないことが判明した場合。
 - (7) (1) から (6) までに掲げる場合のほか、実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。
- 2 実証事業者は、前項により返還命令を受けたときは、当該命令のなされた日から 20 日以内に全木連が定める返還期限までに助成金を返還しなければなりません。期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第 2 0（経理書類の保管等）

実証事業者は、実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければなりません。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用し、公表できるものとします。

（附則）

この通知は、令和 6 年 6 月 1 2 日から施行するものとします。

別添 1

J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材実証支援事業の内容について

1 趣 旨

今後、人口減に伴う新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、厳密な構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が重要です。

2 事業概要

建築事業者等が、非住宅建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条に定める建築物のうち国が整備するものを除く。）等において、類似例の拡大が期待できる建築の構造部分に J A S 構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限る。）、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、直交集成板、構造用集成材又は構造用単板積層材）等を利用することを通じて、設計、調達、施工時等における J A S 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。

別添 2

クリーンウッド登録実施機関

- ・公益財団法人日本合板検査会
- ・公益財団法人日本住宅・木材技術センター
- ・一般財団法人日本ガス機器検査協会
- ・一般社団法人日本森林技術協会
- ・一般財団法人建材試験センター
- ・一般社団法人北海道林産物検査会

別添 3

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0004	札幌市中央区北四条西5丁目1番地 林業会館3階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104-1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1-8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153 番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277 番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0071	さいたま市浦和区上木崎 6- 37-17	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800 番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinky@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9-149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市德行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合技術セ ンター木材研究所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8233	福井市合島町 3 号 1 番地	0776-50-3625 0776-50-3626	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原 2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市大萱 4-17-30 滋賀県林業会館内	077-574-7600 077-574-7607	info@s-mokkyo.com
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1- 8 大阪木材会館 2 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5- 18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hygomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	633-0062	桜井市栗殿 354	0744-47-4350 0744-47-4361	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市湊 45 - 2	073-499-5681 073-499-5469	wamokuren@nifty.com
(一社)鳥取県木材協会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号 室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社)島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
(一社) 岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社) 広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
(一社) 山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	781-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3-10-27 天神チクモビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifyy.com
(一社) 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278- 4 佐賀県森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1-11-14 熊本県木材利用普及研修セ ンター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社) 鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社) 沖縄県木材協会	900-0023	那覇市楚辺 1-12-15 町田アパート 301	098-855-0020 098-855-0022	moku@luck.ocn.ne.jp